

# 社会保険事務ご担当者様へのお願い

従業員の方の退職時に、保険証の回収が出来なかった場合は以下の2点を必ずお伝えください。

## ① 保険証は退職日の翌日から無効になります (扶養だったご家族も同じです)

**こんな勘違いにご注意！！**

- ・ 次の保険証が手元に届くまで使用できる。→ ×使用できません。
- ・ 月の途中で退職したので月末まで使用できる。→ ×使用できません。

## ② 退職の翌日以降、医療機関を受診する場合は 必ず次に加入した保険証を提示してください

- ・ 無効になった保険証を使用してしまうと、後日協会けんぽで負担した医療費（医療費総額の7割～）を返金していただく場合があります。
- ・ 次の保険証が手元に届く前に受診する場合は、必ず医療機関（薬局を含む）の窓口でその旨をご相談してください。

保険証が返却されたら、速やかに日本年金機構または協会けんぽへご返送をお願いします。

・ 資格喪失届を提出時に添付できない場合、「保険証返却のお願い」という催告の手紙を元従業員の方へ直接お送りします。

・ 職場へすでに返却済みにも関わらず、保険証返却の催促の手紙が元従業員の方へ届き、不信感を持たれるケースが増えてきております。

